

様式第 10 号

指名停止措置の概要

1 指名停止を受けた業者

(1) 商号又は名称 株式会社竹中土木

(2) 所在地 東京都江東区新砂 1-1-1

2 指名停止措置の期間

令和 8 年 9 月 7 日から令和 8 年 10 月 6 日まで (1 か月)

3 事実の概要

株式会社竹中土木の社員は、「近畿自動車道久宝寺高架橋他 7 橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関して、労働基準監督署に事実と異なる説明を行ったとして、令和 8 年 (2026 年) 6 月 10 日付で羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

4 指名停止措置の理由

「水俣市工事等請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」別表第 2 の 11 の項 (不正又は不誠実な行為) に該当するため。

指名停止等の措置要綱に定める別表第 2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 11 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内